平成２５年（フ）第５８２号
大阪市大正区千島１丁目10番10号　エスポワール43―206号
破産者　大慶　佳史
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１０７号
大阪府吹田市佐井寺南が丘３丁目17番　インペリアル南ヶ丘205号室、開始決定時の住所大阪府吹田市内本町３丁目24番２号
破産者　安島由紀子
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７７２号
堺市堺区寺地町東３―１―30フェリスビラ303号室、住民票上の住所堺市堺区一条通７番10号
破産者　中谷　和夫
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８３１号
大阪府河内長野市下里町1074番地
破産者　大谷　健二
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８３２号
大阪府河内長野市下里町1074番地
破産者　大谷　順子
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７２１号
熊本市東区小峯２丁目２番160号
破産者　河野加代子（旧姓澤村）
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５１号
北海道苫小牧市ときわ町２丁目９番４号　エステートライフときわ203号
破産者　中川　雅和
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第６号
茨城県常陸太田市中城町185番地、前住所茨城県石岡市南台４丁目18番６号
破産者　篠原剛一郎
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１２９号
茨城県取手市配松470番地８
破産者　山田　長政
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第４９２号
愛知県西尾市和泉町101番地、開始決定時の住所愛知県西尾市徳次町九伝43番地
破産者　杉浦　英之
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０３号
愛知県岡崎市六名本町19番地９　天野ビル301号室、住民票上の住所愛知県岡崎市羽根町字鰻池70番地３　Ｔステージ岡崎ウイングタワー2001
破産者　谷口　　孝
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４１４号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目27番17号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市南塚口町３丁目14番22―304号
破産者　オギ商店こと　小木　　健
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５号
兵庫県丹波市山南町和田428番地３　雇用促進住宅２―308号、開始決定時の住所兵庫県丹波市氷上町成松400番地19
破産者　アダチ金麗堂こと　小山　隆義
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
宮崎市吉村町江田原甲311番地６　ヴァン・ヴェール櫓301号、前住所宮崎市橘通東３丁目３番18号
破産者　落合　　實
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２１４号
宮崎市吉村町江田原甲311番地６　ヴァン・ヴェール櫓301号、前住所宮崎市橘通東３丁目３番18号
破産者　落合　英子
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３１５号
宮崎市恒久南３丁目８番地３
破産者　藤木　一成
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係